

情報開示・発信基盤整備の在り方について（案）及び NPO法人基本情報フォーマット（案）に関するパブリックコメント

1. 情報開示・発信基盤整備の在り方について（案）

<p>1. 情報開示・発信基盤整備に当たっての課題</p> <p>「新しい公共」の政策展開の下、今後、社会貢献に向けた寄附が拡大し、様々な非営利活動や「新しい公共」の担い手の参入、多様な主体による協働が促進されることが期待される。また、NPO法人についての認定・認証事務を地方団体へ移管することによって、地域の視線でNPOを育て、寄附文化を育てる環境が整備されることとなる。</p> <p>その際、「新しい公共」の担い手となるNPO法人等と寄附者、中間支援組織、行政とを繋ぐ情報基盤を整備することが、寄附者の安心・安全の確保しつつ、多様な非営利活動や協働事業の成長・発展を実現するうえで極めて重要な要素となる。</p> <p>しかしながら、情報開示・発信基盤の現状をみると、①寄附者や協働のパートナーにとっては、相手先の団体情報と寄附の使われ方が明確でない、②NPO等の担い手にとっては、情報発信に手間がかかる、インセンティブがない、③行政の開示する情報については、利用しづらい等の様々な問題点が指摘されている。</p> <p>2011年度からの寄附税制の見直し等新たな制度改革が我が国の寄附文化に与える影響を見越し、NPO等の情報開示の基本的考え方を整理するとともに、まずは、NPO法人を中心として、情報開示・発信基盤の整備を進めることが重要である。</p> <p>さらに、こうした取組を通じて、非営利法人の情報開示・発信基盤が、市民の立場に立って、総合的かつ横断的に整備されていくことを期待する。</p>
--

意見	理由
言葉の使い方が曖昧であり、基本的課題としてどの非営利法人を対象として考えているのか明確でない。「新しい公共」の担い手となる市民の非営利団体は実に広範なものであり、寄附者等市民の評価は、法人格の差異によって異なるものではないが、当面実現可能な範囲として公益法人と特定非営利活動法人に共通の課題として「在り方」を考えることとし、近い将来において社会福祉法人その他特別法による広義の公益法人をも含めた「在り方に」発展させる方針を明確にされたい。	市民の寄附や、ボランティアな協力は法人格ではなく、その事業、組織、財務の内容によって判断されるものであるから、情報開示は比較可能な共通の「在り方」が前提となる。すでに新しい公共支援事業の分野では各種の法人類型が交錯している現状を踏まえ、均衡の取れた情報開示環境を整備すべきである。
1ページ「1. 情報開示・発信基盤整備に当たっての課題」の3-5行 「NPO法人についての認定・認証事務を地方団体へ移管することによって、地域の視線でNPOを育て、寄附文化を育てる環境が整備されることとなる。」と断言されていますが、認定・認証事務を地方へ移管することがNPOを育てることになるという意味がよくわかりません。行政はNPOの支援はできても育てる能力はないと思います。	—
（「中間支援組織」という文言について、）「NPO支援組織」とするのが適切である。	「中間支援組織」といった場合の「中間」とは極めて抽象度が高く、その結果、「政府・行政とNPOの中間」に位置する団体との誤解やイメージを与える可能性が高く、現に、そのように解釈している向きもあるため。
（「寄附の安心・安全の確保しつつ」という文言について、）寄附者を含む支援者や受益者からの信頼を高めるうえで不可欠であり、寄附者だけでなく、ボランティアや受益者にとっても公平で詳細な情報が必要である。	—
（P1の11について、）「受益者にとって選択が難しい」を追加	2つ以上の団体が同種サービスを提供しているとき、現状では判断材料が乏しい。
この情報開示・発信基盤整備事業の趣旨に賛同します	『NPO法人の情報公開が、NPO法人の成長、発展に寄与し、かつ、寄附者の安心、安全を確保するものである』という考えに基づく当事業に賛成です。 また、『地域の視線でNPOを育てる』という言葉があります。各地域ごと特性があり、公共、福祉サービス等に対するニーズが異なるので、地域と密接なNPO法人の存在が重要になるはずですが。その点においても、このような視点は大切であると考えます。
「また、…されることとなる。」を削除	税制改正大綱では「地方団体と協議を行い、その協議が整った上で…」との条件が付けられています。現在、国との協議において地方団体からは多くの懸念が寄せられて、とても協議が整ってはいるとはいえない状況で、このように断定することはできないと思います。
「NPO法人等」を「NPO等」に修正	全体に言えることですが「NPO法人等」「NPO法人」「NPO等」の表現が混在しています。新しい公共の担い手としては「NPO等」がより正確な表現ではないでしょうか。
「まずは、NPO法人を中心として、」を削除	新しい公共の担い手はNPO法人ばかりではありません。あえてNPO法人を特別に扱って議論をまとめるのではなく、広くNPO等全体に関する情報開示・発信基盤整備の方向性を示すべきであると思います。
①必要以上の情報提供を強制しない 法令で提出を定めた情報以上の情報の提出を、政府（国・自治体）が必要以上に（強制的に）NPO法人に求めることのないよう留意する。	

2. 論点整理に当たっての基本的考え方

<p>（1）情報の「透明性」、「信頼性」、「効率性・利便性」を確保する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・透明性—NPO等の活動・事業・資金の使い方について、市民が知りたいことを市民目線で、できる限り可視化(一覧性、比較性、検索、並替え等の機能の確保)する。 ・信頼性—行政は、個人情報や安全・安心の観点から非公開が望ましい情報は保護されるよう対処する。NPO等は、自らの判断と説明責任の下、正確で公正な情報を継続的に提供する。 ・効率性・利便性—自主的な情報開示が広がり、それが、人・もの・資金の好循環を生んでいくことが望ましい。情報の入力・維持管理の省力化、NPO等による自発的な情報開示を促す仕組みの構築、情報の利活用の際の利便性向上に努める。

②わかりやすく 「2-（1）・透明性」で示されているとおり、市民（寄附者）が知りたい情報（活動、事業、資金の使い方）について、見る側が理解しやすい（評価しやすい）方法での情報提供に努める。	—
（「（1）情報の「透明性」、「信頼性」、「効率性・利便性」を確保する」について、）「平易性」を付け加える。	一般市民が理解できる平易な情報開示であることが重要である。

1 ページ 25 行目「並替え」及び 5 ページ 7 行目「並び替え」	数字を故意に改ざんされるリスクがあるため。
「(1) 情報の「透明性」、「信頼性」、「効率性・利便性」を確保する」に対し、今回情報開示の仕組みをつくることには賛成であるが、NPO が自発的に、正確な会計の報告をするには、寄付や助成金の配分スケジュールに関する環境を整えることが必要である。	事業仕分けにより、多くの助成金に関する業務を行う組織（独立行政法人等）が基金を失い、単年度予算の中で業務を行うようになった。 この影響で、従前は助成金の確定が前年度に行われており、NPO は年度総会資料に正確な予算を記載できていたものが、現在は、当該年度の 6 月ごろに確定する助成金が多くなって、年度総会資料では暫定の予算書をつくり、助成金確定後に修正の議決を理事会等でせざるを得ない状況になっている。 これでは NPO は効率的な運営ができずに、正確な情報開示ができにくい状況である。 NPO は、どんな状況でも正確な情報開示は必要であるが、政府関連の寄付・助成金配布に当たっては、スケジュールに関して、NPO が自主的に、かつ、効率的に情報開示しやすい環境をつくってほしい。
1 ページ目下から 3 行目「・効率性・利便性」に対し、1. NPO が活用している既存の民間サイトや新規サイトが、内閣府 NPO ポータルサイトが定める入力フォーマットに準拠した場合、当該サイトからも、内閣府 NPO ポータルサイトに対し情報を入力できる様にすべき。 2. 上記の連携に関し、民間サイトが内閣府 NPO ポータルサイトに対してアクセス（参照・入力）するための申請基準や技術を定めるべき。 3. 本件に関して、「(1) - 3 NPO 法人に関する閲覧情報の電子化・標準化」の意見を、別途参照のこと。	内閣府 NPO ポータルサイトに情報を一元化して保存・開示することは賛成であるが、既に複数に渡り NPO 用 DB サイトは存在し、NPO の基本情報を求めるサイト（寄附・マッチング・その他サービス）も多数存在することから、NPO が何度も同じ項目を入力することがままある。従って、本提案の理由は下記 5 点による。 1. NPO が情報開示に関して既に利活用し慣れ親しんでいるサイトが存在する可能性がある。 2. NPO が利活用しているサイトは、多様なサービスが付帯する場合があります、NPO が情報開示することに関しインセンティブが解りやすい（寄附、マッチング、イベント案内や評価情報など創意工夫のある NPO 情報）。 3. 上記を考慮すると、入力の窓口を広げることで、電子による必要情報の提出の可能性が広がることが見込める。 4. 内閣府 NPO ポータルサイトから各サイトへの情報提供を待つことがないことから、NPO は自身が利活用するサイトへ再度に同項目の情報を入力する必要がないことから、簡便化が図れる。 5. 同一フォーマットによる NPO 情報の一元化（集約）と、入力サイト（インターフェイス）が同一であるということは、別個に議論が必要な事柄と考える。
NPO 側からの自発的情報開示の努力は大切。また、地域の公益ポータルサイトだけでなく、全国的な中間支援組織からの情報提供が欠かせないと思う。	CANPAN ブログの団体情報と岡山の公益ポータルサイト登録により寄付の循環が円滑化されている。また、NPO シーズのメルマガやパブリックリソースセンターからのメールによって助成金情報が得られることは大変助かっている。
<p>(2) 官・民の役割分担を明確にする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政は、NPO 等の活動・事業の実態について法令で提出を定めた情報について、最低限、国・地方自治体、民間で集約・共有化できるようにその基盤を整備し、市民が利用しやすい形で公開・提供するよう努める。 ・官民が協力・連携し、情報開示・発信基盤のボトムアップを支援していく。 ・NPO 法人は、市民に対する情報公開の責任を果たす（組織、活動、事業及び寄附等を含めた財務情報）。 ・中間支援組織等の民間は、人材・情報・資金のマッチング（つなぐ）、ファンドレイジング（引き出す）、評価等、多様なサービスを支える付加価値の高い情報関連活動を行うことが期待される。 	
(P2 の 7 行目「NPO 法人の役割」の例示に追加) 理事についての情報（氏名、経歴、写真など）の公開を奨励する	欧米の NPO のパンフや URL には、まず理事の紹介欄がある。どんな人がやっているか分からない団体が寄付を集めるのは難しい。団体の自主性に委ねる事柄であることは承知しているが、何かの形で言及することが望ましい。
2 ページ目上から 2 行目「(2) 官・民の役割分担を明確にする」に対し、行政は基本情報の収集・開示を原則として行い、そのための基盤整備を行うべき。	市民および NPO 法人が便益を得る人・物・金・情報のマッチング・ファンドレイジング・評価等は、あらゆる要望からの多様性を高めるために民間に役割を担わせるべき。
官と民の役割分担を明確にする、という考え方や分担内容に賛同します。	どちらかだけがするのではない。どちらも、各々できることを行い、また、官も民も重複したり、不要な作業を省き、多くの人が活用できる情報基盤を構築して欲しい。
<p>(3) 制度改正等の実現時期と歩調を合わせつつ、官民の協力・連携の下、必要な環境整備を進める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報開示・発信基盤整備に当たっては、現在の行政や NPO 等の情報基盤の実情を踏まえた段階的アプローチをとる。政府は、当面の間、各省横断的にその進捗状況を毎年チェックする。 ・新しい認定 NPO 法人制度に関する法整備に合わせて、情報開示が充実されることを目指す。 ・国及び都道府県において上記改正後の NPO 法の施行に当たり必要な準備を行う。 <p>また、「新しい公共支援事業」等を通じて、情報開示・発信基盤整備のモデル的対応を行い、IT リテラシーの向上等を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動に重大な影響を及ぼしうる情報の開示については、・・・すべき。 <p>〔3 つの選択肢〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 認定・認証の取消しに限って、行政が責任もって情報開示すべき。 認定・認証の取消し、市民への説明要請、是正措置に限って、行政が責任もって情報開示すべき。 認定・認証の取消し等の情報とし、柔軟に幅広く対応できるようにすべき。 	
少なくとも特定非営利活動法人と公益法人については同じ内閣府が所管する制度であるので、緊密な連携の下、同じ基準での環境整備を当初から目指すべきである。	特に認定特定非営利活動法人と公益法人は最も公益性の高い非営利法人であり、情報開示に関する基準や方法は同一であるべきである。
「国及び・・・を行う。また、」を削除	法案の提出もされていない現状で、NPO 法の改正に触れることは勇み足ではないでしょうか。この部分がなくても、1 つ上のボツで趣旨は伝わると思います。

【3 つの選択肢】 a : 0、b : 3、c : 0

「3 つの選択肢」の内、b) が好ましい	長崎県においては、「認証の取り消し、市民への説明要請、是正措置」に関する自治体としての指針を作成しておらず、又不適正な法人への各種指導・措置も不十分と思われます。まずは、そのような指針等を自治体が作成し、開示すべきと考えます。情報開示も必要であると思いますが、指針等を作成している自治体とそうでない自治体が存在しており、地域によってこのような違いが存在している状況は改善される必要があると考えます。 九州においては、平成 22 年 9 月時点で、指針等を作成している自治体は佐賀県・大分県・熊本県・宮崎県・鹿児島県です。福岡県は作成予定です。
----------------------	--

b) 認定・認証の取消し、市民への説明要請、是正措置に限って、行政が責任を持って情報開示すべき。	<p>1. 認定・取消のみでは、当該 NPO が抱える重大な課題や問題、およびその改善施策の背景について、市民は理解することが難しい。</p> <p>2. NPO であっても情報の非対称性が存在することから、そうした状態に対し、行政が責任を持った開示項目を持つことで、NPO に対し市民が要求できることがあることを広く知らせることができる。</p> <p>3. 情報の非対称性については、別途「市民からの苦情等にどう対応するか」の意見を参照のこと。但し、市民への説明要請は、市民から NPO への安直な要請と当該 NPO の回答による業務負担増を防ぐため、それを実施するにあたり（統一）基準を設ける必要性を感じる。また、なぜ市民への説明要請に至ったかの経緯（悪質、不備、やむおえず）を判別するために、理由も必ず併記されることが望ましいと考える。</p>
--	--

3つの選択肢 B	Aは最低ライン。特に取り消しなどの、利害関係者が不利益となる情報は積極的に開示して欲しいが、Cの柔軟に幅広く・が拡大解釈されNPO法人の自由な活動を阻害することにならないか、懸念もある。
----------	---

3. 情報開示・発信基盤整備に当たっての論点と対応の方向	
(1) - 1 NPO法人に関する閲覧情報のインターネットでの開示	
<p>【課題】現在、NPO法人から行政への提出書類は、所轄庁等や所轄税務署でしか閲覧できない。インターネットでの開示や開示情報の印刷の可否も所轄庁ごとに対応がバラバラな状況にある。さらに、NPO法人に報告が義務付けられている書類が提出されず、内閣府NPOポータルサイトに掲載されていないケースが多くみられる。</p>	
(参考) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	
(財産目録等の提出及び公開)	
<p>第 22 条 2 行政庁は、公益法人から提出を受けた財産目録等について閲覧又は謄写の請求があった場合には、内閣府令で定めるところにより、その閲覧又は謄写をさせなければならない。</p>	
<p>○ 行政は、法令で提出を定められたNPO法人の閲覧情報(認証関連、認定関連)について、個人情報保護に十分留意しつつ、国・地方自治体、民間で集約・共有化できるようにその電子的情報基盤を整備する。内閣府と都道府県が協力して、閲覧情報を一元的に市民やNPO等が利用しやすい形で公開できるように、現行の内閣府NPOポータルサイトの機能の改善、情報の一覧化への取組を推進すべき。</p>	
(注) 租税特別法施行令では、所轄庁にも情報公開（閲覧請求への対応）を義務付けられている。	
○ 所轄庁は、閲覧情報について謄写の請求があった場合に、これに応じなければならない旨を義務付けるべき。	

「インターネットでの開示や開示情報」について、) どのような情報をだれが利用したいのか。全く具体性がない。市民とは哲学的な概念であって、具体的な人間の活動を指すものではない。	抽象論の市民性からいきなりネット上への情報露出が公開とは意味が解らない。
---	--------------------------------------

公益法人等の行政庁宛提出書類は公共財であり、広く市民に公開すべきであり、その点で行政庁によるこれら書類のインターネットによる公開はぜひとも進めるべきである。その際の閲覧方法については「何時でも」「簡便に」を基本方針として設計すべきである。	<p>現在公益法人の定期提出書類の行政庁によるインターネット閲覧は、閲覧請求(一回当たり10法人迄に限定)、数日後に特別の URL の連絡を受け、5日間に限った閲覧期間という煩瑣な手続きとなっており、円滑な閲覧が不可能である。この機会に改善されたい。</p> <p>また、定款、計算書類等については移行後最初の事業年度終了後に初めて公開される。つまり移行時のこれら書類については公開対象となっておらず、最長1年間の空白を生ずるが、これについても公開することとし対処されたい。</p>
---	---

<p>「NPO法人基本情報フォーマット（NPOによる入力）(案)」に例示されているような基本情報にアクセスできるインターネット上のサイトを行政が構築すべきであるが、こうしたサイトは、あくまで原資料を入手する入り口としての役割を果たすポータルサイトとすべきである。</p>	<p>会計情報は、寄付をしようとする者、NPOの提供するサービスを利用しようとするものなど、NPO法人のステークホルダーの意思決定に重要な情報を提供するものである。</p> <p>しかし、会計情報に関しては、次のような問題がある。</p> <p>イ 利益率など一定の共通の評価尺度を有する営利企業と異なり、非営利公益のNPO法人などにおいては、利用者に関心のあるミッションの達成度や、資金の使われ方など、個別の団体の具体的な事実を把握することが評価に繋がるため、比率などを使用した統計的な分析の有効性が低い。このため、事業報告書など言葉で書かれた非会計情報と結びつけないと十分理解できないという点も、営利企業の場合よりも大きい。</p> <p>ロ 会計情報を利用して、比率などを使用した統計的な分析に基づく意思決定を行うためには、財務諸表などの原資料を入手する必要がある、また、分析する必要がある、そのための専門的な知識が必要である</p> <p>したがって、今回、「NPO法人基本情報フォーマット（NPOによる入力）(案)」として検討されているような情報量だけでは、会計情報による意思決定を行うことは基本的に無理であり、あくまで、財務諸表などの原資料を入手できる入り口となるという意味でのポータルサイトとして構築されるべきである。</p> <p>その意味で、住所、代表者氏名などの基本情報に加えて、財務諸表や事業報告書などを含む原資料を入手するためにリンク可能なURLが記載されていればよい、と考えられ、現在の基本フォーマット(案)でほぼ、よいのではないかと考える。</p> <p>こうした位置づけとなるため、基本フォーマット(案)の財務情報を全国的に集計し統計や分析を行っても、規模などの基礎的な情報以外に有用な分析結果は得られないことを明確にし、公表しておくべきであろう。</p>
---	---

行政からの情報開示は最低限の水准确保（悪質なNPO排除）の観点から、またNPOの安全確保のうえで、個人情報の保護には十分配慮してほしい。その点（1）- 2の指摘には賛同。	行政情報は、検索しやすく、団体間対比しやすいものが有益と思う。活動状況や財政状況について怪しい団体は排除できるよう（信用上）工夫してほしい。一方、加害者側からのアクセスも多いDVシエルターや被害者支援団体の役員個人情報については細心の注意で取扱いを配慮してほしい。
---	--

「NPO法人」を中心とした内容から「NPO等」全体をカバーする内容に改める。	新しい公共の担い手はNPO法人だけではなく、また、一般論としてもNPO活動の推進や支援に当たって、法人格の有無や種類で区別することには疑問があります。ルール作りのスキームとして、NPO法人という特定の法人格に関するルール作成を優先させることのメリットよりもデメリットのほうが大きいと思います。セクシャリズムを超えた、なるべく大きな土俵作りが必要ではないでしょうか。
--	--

現行の内閣府ポータルサイトを市民等が利用しやすいよう機能を改善することは必要であり推進していたが、閲覧書類の公開については、都道府県が公開することも可能にし内閣府のポータルサイトで統合的にリンクするようにすべきと考える。	NPO法は、所轄庁に情報公開が義務づけられ、既に所轄庁において情報公開を進めているところであり、所轄庁の負担が増加することとなるため。
--	---

(1) - 2 NPO法人の閲覧情報の追加等	
【課題】 寄附税制の見直し等、新たな制度改正に伴い、情報提供する事項を検討する必要がある。一方、寄附のしやすい環境を目指して、これまで以上に保護	

<p>すべき個人情報、安全・安心の観点から保護すべき情報に配慮することも重要である。</p> <p>(参考) 認定に必要な書類のうち、寄附者名簿(寄附者の氏名、住所、寄附金額、受領日)については、個人情報保護の観点から閲覧に供していない。なお、公益法人については、役員又は社員名簿は氏名を閲覧・謄写可能としている</p> <p>○ 個人情報の観点から保護すべき情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社員のうち10人以上の者の名簿(住所、氏名)や役員名簿(同左)が閲覧対象となっている。個人情報が公開されることにより悪用され、個人の生活の平穏を害することとならないよう、住所を閲覧対象から外すべき。一方で、行政が電子情報を提供する場合には、社員の氏名についても非公開とすべき。
--

認定特定非営利活動法人については、現在の公益法人の行政庁宛定期提出書類と同様とすべきである。	現在の特定非営利活動法人の定期提出書類の範囲は公益法人のそれに比べ不十分である。少なくとも認定特定非営利活動法人は公益法人と同一とすべきである。
--	--

【社員の氏名について】

社員10人といえば、小さなNPO法人では会員全員という場合もある。10人以上の者の住所を閲覧対象から除外すべきである。	小規模NPO法人にあっては社員10人といえばそれがすべての社員である場合も多い。社員(会員)の中には未成年者や被成年後見者や高齢者などが含まれる可能性が高く、これら社会的弱者の住所は閲覧書類に記載されない方が望ましい。
---	---

社員の氏名については、公開する。	社員の氏名については、その法人の意思決定に誰が加わっているかを示唆するものであり、行政が電子情報として公開することの公益性を優先して、公開する。
------------------	--

<p>3ページ17行目「NPO法人の閲覧情報の追加等」に対し、「NPO法人の閲覧情報の追加等(以下、表題1と記す)」は、社員および役員の住所を閲覧対象から外すべきとしているが、閲覧対象とするべきである。また、行政が電子情報を提供する場合に社員の氏名を非公開とすべきとしているが、公開するべきである。そもそも、表題1に「閲覧情報の追加等」を掲げ、課題として寄附者の個人情報の保護を挙げながら、「NPO法人の社員や役員に係る公開情報の制限」を行おうとする行為は詐欺的なものである。また、NPO法人理事の住所情報は、登記簿に記載のため保護することが不可能であるにも拘らず、閲覧対象から外すことにより「当該住所情報は知ることの出来ない保護された情報」と公衆に誤認させ、情報格差を発生させる可能性がある。</p>	<p>社員および役員の住所を閲覧対象から外すことにより、個人の特定が困難となる。</p> <p><中略></p> <p>「NPO法人の社員や役員に係る公開情報の制限」を行おうとする本案の表題1部分は、課題として挙げた「寄附のしやすい環境」の達成に逆行するものである。表題1は、NPO法人の社員と役員の個人情報が悪用される危険性を強調するが、課題達成のために、当該危険性は受容されるべきである。また、手数料の納付により誰もが謄本や抄本の交付を受けられる登記簿には、NPO法人の理事の住所が記載されており、本案により理事の住所を閲覧対象から外しても、その情報を保護することは不可能である。本案は、理事の住所情報を得るにあたり、公衆に手間と手数料を浪費させるものである。また、それだけでなく、NPO法人理事の住所情報を閲覧対象から外すことにより、「理事の住所情報は知ることの出来ない保護された情報」と公衆が誤認し、情報格差が発生する可能性がある。つまり、NPO法人に係る法令や制度に詳しい者はNPO法人理事の住所情報を得ることができ、詳しくない者は当該情報を得ることを諦めてしまうということである。改めて説明するまでもなく、情報格差は防止せねばならないものであり、また「寄附のしやすい環境」の達成の妨げとなるものである。</p>
---	---

社員のみならず役員の氏名も非公開とすべきである。	ネットの検索技術の進歩により、役員氏名をグーグルなどの各種検索システムに入力すると、各県の行政のNPO法人情報のうちの役員名簿や財務諸表が最上位に表示される。役員報酬などプライバシーに関わる情報がいとも簡単にネット上に露出するのが現状である。公益性の観点からデンシ情報として公開されべきであるとしても、どの情報を公開するか非公開にするかの選択権は法人側に留保すべきである。
--------------------------	--

(1) - 3 NPO法人に関する閲覧情報の電子化・標準化

【課題】 基本情報の利便性を高めるためには、NPO法人からの提出書類の電子化が不可欠である。また、電子化を進めるためには、報告書の電子媒体での提出に加え、事業報告書等の提出書類の標準化や自動計算化等を組み込むことが重要である。

(参考) 公益社団及び公益財団法人の認定等に関する法律

(財産目録の備置き及び閲覧等)

第21条 3 第1項に規定する書類及び前項各号に掲げる書類は、電磁的記録をもって作成することができる。

(参考) NPO法人の認証や事業報告に係る電子申請は可能であるが、利用状況は極めて少ない(平成21年の内閣府への総申請数4397件のうち47件)。

○ NPO法人からの提出書類の電子化を進めるために、電子データ・電子ファイルでの提出を促進すべき。また、単にインターネット上で閲覧できるだけでなく、データでのダウンロードやAPI経由でのアクセス等の利活用ができるようにすべき。

特定非営利活動法人(少なくとも認定特定非営利活動法人)の電子申請・電子提出について政府は早急に環境整備を図るべきである。	現在の電子化社会における情報開示は、元になるデータの電子化とイーファイリングが完備されていないと実効性・効率性が薄い。
--	---

提出が電子媒体になることには賛成である。	それは提出する側のNPO法人と受理する側の行政、双方の事務効率化を推進するためである。情報の利用の利便性というが、それは具体的に何であろうか?誰の利便性であろうか?研究でしようか?
----------------------	--

「NPO法人からの提出書類の電子化を進めるために、電子データ・電子ファイルでの提出を促進すべき。」という点は賛成ですが、電子申請に係る利用者の負担に十分配慮し簡単にできるようにしてください。会計検査院「平成20年度決算検査報告」には電子申請等関係システムの低利用についてたくさんの指摘がなされております。	—
--	---

4ページ10行目「電子データやファイルでの報告書提出」について、ワードなどのデータでも提出可能となることが望ましく思う。	インターネットでの閲覧環境が整えば、同一の報告書類を複数部印刷して提出、といった事務的負担が軽減されると思われるため。
--	---

<p>3ページ目下から3行目「(1) - 3 NPO法人に関する閲覧情報の電子化・標準化」に対し、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. NPOからの提出書類の電子化を進めるために、電子データ・電子ファイルでの提出を促進すべき。 2. 単にインターネット上で閲覧できるだけでなく、データでのダウンロードやAPI経由でのアクセス等(参照・入力)の利活用ができるようにし、その許可に関する基準を設けるべき。 3. NPO会計基準等、企業会計用の市販ソフトウェア等のカスタマイズだけでは対応が難しいことから、電子申請の特性を活かし、自動計算化を可能な限り組み込むべき(民間サイトからの入力を許可する場合、民間の創意工夫を活用する手段も取りえる)。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 電子データ・電子ファイルによる提出が促進されれば、望まれてしかるべき内閣府ポータルサイト等へ情報の二次利用が簡便化する。 2. API経由でのダウンロードや電子申請を可能にすれば民間による多様な情報サービスが期待できる先の意見と同様)。 3. 企業会計に関する自動化計算ソフトウェアは市場競争と購入(有償)にも関わらず、NPOのみ無償で(税金を投入して)内閣府から画一的に提供される理由がない。このため、内閣府ポータルサイトでも自動計算化機能を組み込むべきだが、機能重視というよりも標準化やNPO独自の会計(ボランティア・物品寄附等の処理や、さらに、そこから原価計算に関わるような処理について)より解りやすいガイドラインやQ&Aを作成すべき(一つのNPOでも原価計算できるものと、処理できずに消耗品等で対応するような混在が考えられる。また、敢えて規模を大きく見せようとする書き方もできる。但し、NPO会計基準が本件の趣旨ではないため、これ以上は言及しない)。
--	--

<p>○ 財務情報については、「NPO法人会計基準（NPO法人会計基準協議会）」などを基に、実務面での運用を見据え、公認会計士や税理士等の専門家の知見も得て、行政がNPO法人に対して、一覧性、比較性のあるフォーマットを提示することが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民による監視の充実の観点から、「NPO法人会計基準」を会計監査にも対応し得るものとして普及を図るため、民と官が協力して取組を進めるべき。 ・監事監査のチェックが進むよう、NPO法人の会計基準の中で、監事監査の雛型を策定・提示することが重要である。 	
<p>NPO法人会計基準などの『など』は何を指すのか不明である。『など』は削除すべきである。</p>	<p>今現在のところ会計学会等や金融機関、助成財団などで承認されているNPO法人会計基準はひとつであることから、『など』というあいまいな表現はさけるべきである。</p>
<p>NPO法人会計基準など、のなどの削除を願う</p>	<p>NPO法人の会計基準は、現在、NPO法人会計基準しか存在しない。 などというと、それでは、企業会計基準で良いのか、社会福祉法人会計基準でも良いのか、ということになる。 公開された議論の資料の中にも、「NPO法人会計基準を採用することは、補助金などの報告で他の会計基準による書類を作成するNPO法人に負担となる」といった文言が見受けられたが、「内閣府の手引き」は会計基準ではない。そこには収益や費用をどのように認識、計上すべきか、という指針は全く示されていない。</p>
<p>「NPO法人会計基準（NPO法人会計基準協議会）」などを基に、実務面での運用を見据え、公認会計士や税理士等の専門家の知見も得て、行政がNPO法人に対して、一覧性、比較性のあるフォーマットを提示することが望ましい。」「財務情報については、「NPO法人会計基準（NPO法人会計基準協議会）」を基にした会計フォーマットを提示する。」とすべきである。</p>	<p>「NPO法人会計基準（NPO法人会計基準協議会）」は、当初より、NPOはもとより、NPOの実情に詳しい会計士・税理士・助成財団・企業など、多くの関係者による民間主導・市民参加型で策定したものである。NPOの実態に即し、かつ、会計面での専門性にも優れたこれ以上のNPO会計基準は考え難いため。</p>
<p>NPO法人会計基準協議会のNPO法人会計基準の普及をはかることに関しては賛成である。 ただ行政が一覧性、比較性のあるフォーマットを提示することが望ましいとは思えない。 NPO法人会計基準は、注記などの方法により多様なNPO法人に対応できるようにある程度柔軟に作られている。特定のフォーマットにはめこむことは難しいと思われる。</p>	<p>NPO法人は、その内容も規模も多種多様である。財務報告もそれに連動してさまざまな形のものが出されていた。それを一定の範囲に収める最低の基準としてNPO法人会計基準が制定された。このことは画期的なことだと思われる。 しかしながら、基準ができたからといってすべてのNPO法人の財務報告が全く同じものになるわけではない。つまり基準では複数の会計処理を示していることも多く、ただその法人が採用した方法に関しては注記という方法で開示することを求めている。つまり注記に採用した会計方針を記載することで、利用者の判断に資することを目指しているわけである。 したがって今の段階で、行政が統一したフォーマットを示すことは、画一的なものになるおそれがあり、かえって基準の普及を後退させるおそれがある。</p>
<p>会計監査は必要ない。</p>	<p>会計士による外部監査を義務化するとすると、そのコストは誰が負担するのか？そのようなコストに耐えられるようなNPO法人は現状では実に稀である。もっと規模の大きい社会福祉法人で外部監査を義務化する事に成功してから、NPO法人に対して提案があると少なくとも今よりは説得力を増すであろう。</p>
<p>会計監査にも対応し得るものとして、民と官が協力して取り組みをはじめるとあるが、時期尚早であるし、何を取り組もうとしているのか不明である。</p>	<p>今のNPO法人会計基準は、基準として制定されたものである。今の内容で十分監査の基準足りうる。この書き方だと、あたかも今のNPO法人会計基準では、何らかの修正をしないと「監査に耐えられない」かのように誤解を与える。 さらに外部監査に関しては、他の法人形態においてもその導入は段階を経て行われており、相当大規模な法人に限定されていることが現実である。 小規模法人の多いNPO法人にとって、監査費用の負担も非現実的である。 外部監査は、しばらく任意監査にとどめ、監事監査のレベルを向上させることに力を注ぐべきである。</p>
<p>(P4の20行目「監事監査の雛型」の後に、「(業務監査および会計監査)」を追加する。</p>	<p>監査報告には業務監査が義務付けられているにもかかわらず、現状では会計監査しか記載されていない例が多い。</p>
<p>会計情報の標準化のための必要要因として、公表される財務諸表を作成する会計基準の統一が必要である。</p>	<p>公表される財務情報の比較や分析のためには、上記、1-10の問題点を本格的に解決する方策については、原資料である財務諸表が共通のルールで策定されていることが必要であり、統一した会計基準による財務諸表の作成が不可欠である。 基本フォーマット(案)では、「会計基準の導入」というタイトルで、「NPO法人会計基準」と「その他」の欄を設け、「その他」の場合は、準拠している会計基準名を記載させることにしているが、異なる会計基準によって作成されている財務諸表を比較することは非常に困難であり、また、準拠している会計基準に関する理解がないと、それに基づいて作成されている財務諸表の理解はできないので、利用者には大きな負担をかけることになる。 こうした点から「NPO法人会計基準」による統一を推進すべきである。 なお、基本フォーマット(案)の「会計基準の導入」というタイトルは、「準拠している会計基準」に訂正すべきである。</p>
<p>財務情報の入手の容易化と、その後の利用の容易化の具体策について、WEBサイトにアップできる形式で財務諸表を出力する機能を会計ソフトにメニューとして搭載することを推進すべきである。</p>	<p>財務情報の入手の容易化と利用の容易化は、ITを利用し、作成した財務諸表をWEBサイトにアップし、誰でも自由にダウンロードできるようにすることで実現できる。こうしたことの普及のためには、WEBサイトにアップできる形式で財務諸表を出力する機能を会計ソフトにメニューとして搭載することである。このためにはNPO向けの会計ソフトが必要であり、こうした会計ソフトの継続的な提供の確保のためには、営利のソフトウェアハウスの協力が必要と考えられるが、ここでもNPO向けの会計ソフトの開発のためには、統一した会計基準が不可欠である。＜以下略＞</p>
<p>財務情報については、「NPO法人会計基準（NPO法人会計基準協議会）」を全NPO法人が採用し、会計報告の方法がまちまちにならないよう統一させることが必要と考えます。</p>	<p>「NPO法人会計基準などを基に」という表現では、各法人がそれぞれの報告をしている現在の状況と変わらないため、統一した基準をひとつにすることが必要不可欠です。このNPO法人会計基準を全NPO法人が採用することで一覧性比較性のあるフォーマットができると考えます。</p>
<p>「NPO法人会計基準」をNPO法人の会計基準として採択してほしい。</p>	<p>これまで、NPO法人については会計の基準がなく、そのことがNPO法人の公正な比較ができず信頼を得ること難しかった。昨年策定された「NPO法人会計基準」は、NPOの支援をおこなっている全国の中間支援組織や多くのNPO法人、会計税務の専門家協議を重ねて出来上がったものである。現在最もNPO法人の会計基準として優れていると考えるため。</p>
<p>NPO法人に会計監査の普及させるためには、新たな資格制度が必要となる。</p>	<p>NPO法人は、小規模な組織が多いため、公認会計士あるいは監査法人に対してコストを提供することができない。このため、公認会計士あるいは監査法人以外の者にも監査できるような仕組みが必要である。具体的には、英国の独立検査人(Charity Independent Examiner)などの制度を参考にして新たな資格制度を構築すべきである。</p>
<p>監事監査の策定は、NPO法人会計基準とは別の内容であるため、監査指針を新たに設けるべきである。</p>	<p>会計基準と監査とは、一緒にすべきでない。</p>
<p>監事による監査については、NPO会計税務専門家ネットワークから公表済みの「NPO法人の監事の監査チェックリスト」が利用可能である。 http://npoatpro.org/kaiketools/audit.pdf</p>	<p>—</p>

<p>なお、基本フォーマット(案)では、「監査の実施」というタイトルで、「監事監査」、「公認会計士の監査」、「会計法人の監査」の三つの項目が設けられているが、「会計法人の監査」はありえないので、「監査法人の監査」の誤りと考えられるが、通常、公認会計士の実施する監査と監査法人の実施する監査は同じであり、通常、「公認会計士など」と要約しているの、「監事監査」と「公認会計士などの監査」の二つの項目とすべきである。</p>	
---	--

「NPO法人会計基準」に関する記述について、削除。	本基準については、先般開催された関東ブロック所轄庁の会議で取り上げられた際に、多くの所轄庁から現行のNPO法の規定に反する内容が一部含まれている点が指摘されました。今後の普及に当たっては、現行法制度との整合性が重要であり、そのための法改正の必要も認識されているところと聞いています。このような現状での記述は時期尚早と考えます。
---------------------------	---

<p>○ NPO法人が、行政に提出する事業報告書については、・・・すべき。 〔2つの選択肢〕 a) 一定の共通電子フォーマットによる提出を求めるとともに、自由な書式での事業報告書も併せて、提出できるようにすべき。 b) 共通電子フォーマットは必要なく、自由な書式で提出すべき。</p>	
--	--

【2つの選択肢】 a案：7、b案：3

(a案を支持)

「(NPO法人が行政に提出する事業報告書については・・・すべき)」について、a)が良い。(特に認定特定非営利活動法人については)	現在の電子化社会における情報開示は、元になるデータの電子化とイーファイリングが完備されていないと実効性・効率性が薄い。
--	---

「2つの選択肢」の内、a)が好ましい	共通フォーマットはNPO法人にとって、提出時の見本となるものであり、全国共通フォーマットでの提出がない場合は、比較検証が困難となる。
--------------------	--

a)を選択	東京都の場合と同様
-------	-----------

4ページ目の中ほど「NPO法人が、行政に提出する事業報告書については、・・・すべき」に対し、a)一定の共通電子フォーマットによる提出を求めるとともに、自由な書式での事業報告書も併せて、提出できるようにすべき。	フリーフォーマットの情報は比較・二次利用しがたいため、一定のフォーマットを決めるべき。
--	---

Aに賛成します	さらに共通の書式だけでもある程度の情報が分かるよう、いろいろな項目を入れて欲しい。
---------	---

① 事業報告書等のフォーマットの検討 基本的留意点に留意しつつ、市民（寄附者）が理解しやすい（評価しやすい）形態での事業報告書等のフォーマットになるよう努める。	—
---	---

共通電子フォーマットによる提出も可能とし、自由な書式での事業報告書による提出も可能にするべきであるとする。	NPO法は、市民が行う自発的で自由な活動を促進するものであり、事業報告書は、法人が市民に対し自らの活動に関する情報発信を行うための手段として有効であり、法人の創意工夫を損なわないよう自由な書式での提出も認めるべきであるとする。
---	---

(b案を支持)

b) 共通電子フォーマットは必要なく、自由な書式で提出すべき。	会計報告書と異なり、法人の特徴が表せるものなので、統一するメリットが感じられないからです。法人の実力も事業報告書で見分けることができると思います。
---------------------------------	---

共通の電子フォーマットは必要なく、自由な書式で提出すべき。	事業報告書は、それ自体が法人を表すひとつのツールです。どの様な事業報告を作成しているか、他の法人との比較ができることにより、市民にとっては法人の評価をする判断の基準となると思います。
-------------------------------	---

共通電子フォーマットの必要なく自由な書式で提出すべき、と思われる。	書式自体が報告している法人の個性や表現であり、書式が統一されていなくとも、それが直ちに市民にとっての「読みにくさ」につながるとは思われないため。
-----------------------------------	--

(2) 自由に利活用できる行政サービスとしての基本情報

【課題】現在、インターネット上で自由に利活用できる行政情報(HTML形式やCSV形式等の編集が可能なデータ)は、限定されている。あるべき姿としては、閲覧情報については、情報の利用者のニーズに応じて、インターネット上で、全国で共通に閲覧・謄写・ダウンロードできるなど、自由に利活用できることを目指すことが重要である。

(参考) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

第57条 内閣総理大臣及び都道府県知事は、…公益法人に関するデータベースの整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとする。

○ 基本情報の範囲と入力主体、責任主体

・ 全国のNPO法人について、市民目線に立った必要最低限の、組織情報（活動・事業）、財務情報について（以下、「基本情報」という。一覧性を持ちつつ検索・比較・並び替え等ができる形とする）、一元的に共有できるよう、内閣府が都道府県の協力を得て、内閣府NPOポータルサイトの見直しを検討すべき。

NPO法人が所轄官庁に提出した「事業報告書等」についてインターネット上で閲覧・ダウンロード可能とすべきです。	NPO法人の中には、発足間もなくあるいは小規模なため、自前のHPを保有できない法人も多数存在します。そのようなNPO法人にとって、自団体の活動を幅広くPRする機会が重要であると思います。今回4ページ目から6ページ目で述べられている行政サービスが実施されることは、このようなNPO法人にとって有意義なことであると考えます。
--	--

<p>情報利用者とは誰を指すのでしょうか？具体性がまったくなく観念的な思考がそのまま文章化されていて危険です。また何故自由に活用する事が重要なのでしょうか？誰が自由に利用したいのですか？必要十分な基本情報が公開されることに異論はないが、その目的を最初からはきちがえているとしか思えない表現です。</p>	<p>財務情報としての財務諸表（活動計算書・貸借対照表）作成目的からいえば、誰に報告するのかということが一番大切である。会計学ではこれを利害関係者といい、それは法人の役員・社員・債権者・寄付者・助成元・利用者・ボランティア・将来の寄付者・・・最後に『一般市民』である。その『一般市民』に対して、もっと豊かなイメージをつけるとするならばNPO法人に対し、なんらかの協力をしたいと望んでいる善意の市民である。市民監視（モニタリング）とは全くの観念的な表現であって、それを生身の人間が具体的にいったとしたら、それは明らかに『おそろべき監視社会』である。市民的権利の保護や市民性の醸成を本来の目的として活動するNPO法人とは相いれない監視社会という危険なイデオロギーであるような印象をうける文章である。もしくは巷に闊歩する『マーケティング屋』や『ネット名簿屋』の差し金でしょうか？</p>
---	--

	<p>「情報公開」とは「行政側が一方的に掌握している行政情報を市民側から開示請求されれば、それを拒むことはできない。」というのが本旨である。行政の一翼をNPOが担うということが『夢や理想境』ではなく、それが現実のものとなってからでも、NPO法人の情報公開は遅すぎるとはいわないはずだ。</p> <p>現在は僅かな補助金にすぎない行政の最も安い下請けがNPO法人であって、情報公開の対象となることの根本的な意味が、WGの公開案を読んだ限りでは、議論しつくされたとは到底いいがたい。</p> <p>「閲覧」と「縦覧」⇒「情報公開」ではなく「情報露出」へ一挙に突き進むことのデメリットを被るのはNPO法人である。電子メディアへの露出は必要にして最小限度にと止めるべきである。</p> <p>なお認定NPO法人制度の認定実務が、国税局（国税庁）から県に移行されるのは、次期尚早である。何故なら、申告義務がありながら無申告のまま認定NPO法人となる法人が続出する事が予測されるからである。</p> <p>NPO会計基準に従い、十分に精査されたNPO法人にのみ「認定」というステータスは与えられるべきである。</p>
--	--

<p>② 市民（寄附者）のニーズを把握 本基盤整備の目的を達成するためには、市民（寄附者）が求める情報ニーズを把握する必要があり、その調査等の実施及び定期的に見直すよう努める。</p>	—
--	---

<p>認定NPO法人（新認定制度による認定法人、仮認定法人を含む。）情報の検索等が一元的に共有できるよう見直しを検討していただきたい。</p>	<p>現在の認定NPO法人制度においては国税局のHPで認定法人情報が一元的に共有できるようになっており、新認定制度移行後においても一元的に情報が管理されるべきと考える。</p>
---	--

<p>法人に関する情報は、行政の情報と法人自らが発信する情報とで構成されるべきであるという考え方は賛成するが、内閣府のポータルサイトでは最低限必要な情報を行政が入力し、自治体のHPとリンクすることも可能にするよう検討していただきたい。</p>	<p>既に、都道府県でも法人情報の公開を進めているところであり、自治体のHPにも法人が入力し情報を発信することができるよう取り組んでいるところであり、情報が重複する可能性があり法人の負担が増加することが考えられるため。</p>
---	---

<p>○ 行政サービスとして自由に利活用できる「基本情報」の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別紙に掲げるような主な組織情報、財務情報のどこまでを対象とするか(別紙参照)。 ・登記されているかどうか、一定期限内に事業報告書が提出されているかどうか分かるような表示とすべき。 ・過去3年間の情報を提供すべき。 ・認定NPO法人については、PSTにおける絶対値基準の導入(年3千円以上の寄附者年平均100人以上)や条例指定に伴うPST要件の免除、仮認定の導入等の制度改正に伴い、どのような制度の下で認定されたのかが分かるよう、それらの関連情報を追加すべき。 ・NPO法人が利用している会計基準を開示情報とすべき。 ・公認会計士や監査法人による会計監査を受けている場合には、その情報を明らかにすべき。 ・安全・安心の観点から非公開が望ましい情報（例えば、DVシェルター等情報公開にセンシティブな事業活動に関連する情報等）は、NPOの判断で公開・非公開を選択できるようにすべき。また、非公開を選択したNPO等は、その旨を明示すべき。 	
---	--

<p>5ページ目の中ほど「行政サービスとして自由に利活用できる「基本情報」の範囲・過去3年間の情報を提供すべき」に対し、保存している全てのデータを提供すべき（但し、電子化されていない現状は除き、今後電子化されるもの、もしくは内閣府NPOポータルサイトに情報が一元集約された後を想定）。</p>	—
--	---

<p>○ 「基本情報」の提供体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本情報は、国・都道府県・市町村にNPO法人から提出された文書情報と、NPO法人が自ら入力する情報から構成すべき。 ・開示された情報についての責任は法人にあることを明確にするとともに、認定の取消し等（行政が責任もって情報開示する市民活動に重大な影響を及ぼす情報の範囲によって、「認定の取消し等」の記載を修正）の市民活動に重大な影響を及ぼす可能性がある場合や虚偽の記載があった場合など、一定の基準を設定し、行政が削除できるようにすることを検討すべき。 ・国・地方自治体、民間による情報の共有化や相互のリンクが可能となるよう、NPO法人に通し番号を振るべき。 <p>(参考)NPO法人は、毎年事業年度終了後3か月以内に当該年度の事業報告書等や役員名簿等を所轄庁へ提出することとなっているが、提出されていないものが多数ある。また、法人からの書類提出の遅れや権限委譲した市町村からの報告の遅れなどにより、内閣府NPOポータルサイトへの組織情報について、新規認証団体についての入力が遅れている都道府県がみられる。</p> <p>○ 最新情報のアップ・デート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最新情報について、法人の責任で、自らその内容を更新できるようにする。その際にNPO法人に発行されるIDとパスワードについては、パスワード問い合わせの事務対応が多くならないよう、オープンIDの導入やパスワード再設定プロセスの導入を検討する。 	
--	--

<p>「基本情報は、国・都道府県・市町村NPO法人から提供された書類と、NPO法人が自ら入力する情報から構成すべき。」の後に、「また、当該NPO法人のページの所定の項目（特に、閲覧書類、直近の財務情報）に当該NPO法人だけが入力できるようID・パスワードを付与すべき。」を加える。</p>	<p>基本情報フォーマットの中で当該NPO法人の具体的な活動内容を知るうえで最も重要な「閲覧書類」と「財務情報」について、行政が代理入力する方式ではバラツキが大きく掲載も遅れるため、当該NPO法人がその法人に付与されたID・パスワードにより直接入力できる仕組み（合わせて、必要に応じて、行政が入力及び修正ができる仕組み）を提案します。</p>
--	---

<p>6ページ目上から4行目「最新情報のアップ・デート」に対し、オープンIDを提供するすべて民間に対応すべき。もしくは広く一般に普及した（シングルサインオン）アクセス認証方法に対応すべき。</p>	<p>特定の民間（技術）に依存し利益誘導しないようにするため。</p>
--	-------------------------------------

<p>(3) 市民の安心・安全確保のための情報連携</p> <p>○ 市民からの苦情等にどう対応するか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民からのNPO法人とのトラブルや寄附に関する苦情等については、消費生活センターなどが中心になって、適切に情報提供する。また、認証や認定の取消しなど、市民活動に影響を及ぼす重要な情報については、内閣府と都道府県が協力して開示すべき。 	
---	--

<p>6ページ9行目「市民からの苦情の対応」について、市民からのNPO法人への苦情については、個人情報保護の抵触しないかぎり、都道府県の所轄庁などとある程度情報共有してはどうか？</p>	<p>市民住民からのNPOへの目線や捉え方について知ることは、NPOから地域社会への関わり方について見直しや改善を促すことにつながると思われるため。</p>
---	--

(4) 情報開示・発信基盤を促進する仕組み	
【課題】NPO法人の情報基盤整備に当たって、NPO法人自体のITリテラシーの向上努力のサポートのみならず、フェイス・ツー・フェイスの交流の場造りが重要である。こうした分野への支援を新しい公共支援事業等を通じて、モデル的に進め、取組の呼び水とすることが重要。また、新しい公共支援事業の対象は、NPO法人に限らないことから、任意団体や他の法人でも幅広く活動内容等を市民に知ってもらうことも検討する必要がある。	
○ 各都道府県、中間支援組織、NPO法人等と一緒に、NPO法人が自発的に情報開示していく環境整備を地域から組み立てていくべき（例えば、助成金申請の際のインターネット申請の奨励・必須化の取組と地方自治体の連携等）	
○ 新しい公共支援事業の施策を利用するNPO法人には、同事業の利用後3か月以内に、(3)で述べた基本情報を基本として、既存データを活用しつつ、必要な情報を提示すべき。各都道府県から発信することとし、合わせて内閣府のサイトでは統合的にリンクしてみられるようにすべき。	
○ 官民連携・協力した情報交流の仕組みづくりやフェイス・ツー・フェイスの交流の場づくりを促進すべき。また、民間が中心となって、NPO法人の指導、人材育成、マッチング指導を進めるべき。	
(「また、…検討する必要がある。」について、「検討」ではなく、むしろこの認識をスタートとして全体を書き直すべき。	前述。

2. NPO法人基本情報フォーマット

(組織情報)	
入力項目は、どのような情報で検索・絞り込み・比較を行うか考慮した上で分割・新設を考慮すべき。	今は一体化している県と市町村の分割、広い分野の中でも最も力を注ぐ具体的な活動のタグ等（数量制限を設けるべき）。
この別表17の分野では、実際にどのような事業を実施しているのか不明確である。これを機会に、米国NTEE(National Taxonomy of Exempt Entities)のようにコード番号でその活動内容がわかるような統一「非営利法人事業コード表」を策定し、特定非営利活動法人、公益法人等に適用可能なものにするよう検討されたい。	たとえば「学術・文化・芸術・スポーツ」といっても、あまりにも幅が広く、市民が共感できる活動内容の説明にはならない。米国NTEEはアルファベットと2桁の数字を組み合わせ、具体的な事業内容が判明できるシステムを民間で開発し、IRSが採用することによって、全国共通コード化している。
ファックス番号およびメールアドレスは、機械取得が出来ないような手段を講じるべきである。もし、講じられないのであれば、公開すべきではない。	迷惑メールや迷惑ファックスで、業務に支障が出ないようにするため。
・「収支計算書」を「活動計算書」に変更 ・「収支予算書」を「活動予算書」に変更 ・「財産目録」を削除	NPO会計基準（NPO会計基準協議会）に準拠した方が解りやすい。
都道府県認証の閲覧書類の欄は、個々のNPO法人が個別のID・パスワードで入力できる仕組みを検討してください。また、表の下部に、都道府県のNPOポータルサイトにおける当該NPO法人のURLを記入できる欄を設けてください。	閲覧書類の欄は、そのNPO法人の具体的な活動内容を把握するうえで最も大切な部分であるため、個別団体がID・パスワードで直接入力できるようにするとともに、都道府県や市町村が必要に応じて入力及び修正できる仕組みを合わせて導入してほしい。（含・法人が最寄りの自治体やボランティアセンターに出向けば、そのスタッフの助力で入力できる仕組み）
当該NPO法人が自ら有するホームページのURLだけでなく、都道府県のNPOポータルサイト中の当該法人のURLを併記することにより、内閣府と都道府県とで提供情報の内容を補完し合うことが可能となる。	個々のNPO法人が自らのホームページを有する割合は、本県では1割程度であるが、県全体のNPOポータルサイトには全てのNPO法人のページが作られているため、そのURLを併記することにより内閣府サイトの情報を適切に補完できる。
現行の「収支計算書」をNPO法人会計基準にあるように「活動計算書」とする	NPO法人会計基準ではこれまでの収支計算書を「活動計算書」と表記しているため、統一性をもたせることが必要と考えます。
「収支計算書」を「活動計算書」に	「NPO法人会計基準」においてこれまでの「収支計算書」は「活動計算書」と名称変更をしているので。
最低でも代表者の氏名は必要。	—
ブログしか持たない法人もあるので、ホームページ等、かHP、ブログとして欲しい	—
(表題について)「NPO法人基本情報フォーマット」を「NPO等基本情報フォーマット」に修正	本フォーマットによる情報開示の対象として、NPO法人以外の団体も含めるべきだと思います。
(「赤字・緑字・青字」について、) 1. 役割が分担され、その中でも「行政」は一つにまとめられているが、時間軸とより具体的な役割の担い手を明記し、紙で提出された場合や、電子ファイル・Webによる電子申請された場合のユーズケースを考慮し、個々にシーケンス図（役割を持つ者、時間軸、手順）を作成の上、誰が何を何時までに実施するのか解りやすく説明し、役割と責任を明記すべき。 2. 赤字の「行政が入力」について、Webによる電子申請の場合、NPOが入力し行政が承認することによって反映されるなど、手間の簡略化について考慮すべき。また、予めNPOによって入力された項目について情報開示しておき、申請中、承認済等のステータスを表示するといった手段も考慮すべき。	1. より議論を深め、実現の際には効率を高める。 2. 手間を極力減らすため。
設立登記年月日も併せて記載すべきと考える。	認証を受けたものの当期を行わず法人として成立していない団体も多く見受けられるため登記しているかどうかの情報を掲載すべき。
認定に関する情報は、認定又は認定の取消しを行った行政が入力すべき事項と考える。	認定に関する情報は、市民に与える影響が大きいため、行政が正確な情報を入力すべきであると考えられる。法人数の多い所轄庁にとっては、法人の入力内容と認定状況をチェックすることは困難であり、認定の取消を受けた法人が情報を更新しないことも考えられるため。

(財務情報)	
2ページ 2 財務情報 に対する意見 → 収支表、貸借対照表、その他事業の収支表の右側に新たに欄を設け、構成比（パーセント・%）を表示できるようにすべき。	数字だけを並べたのでは、それが全体に占める割合がわかりにくい。その右欄にパーセント表示をすることにより、比率が分かりやすくなると共に、団体毎の比較、及び統計的な処理・分析がしやすくなる考えます。
収入に関して「介護保険事業収入」とか、貸借対照表に関して「現預金」等の例示があるが、個別科目まで開示することは入力作業に負担がかかるし、個別財務諸表を見ることと変わりはない。流動資産合	この財務情報に関しては、概要を示すことに力点をおくべきで、個別の内容はもとの財務諸表を閲覧する方法によるべきである。上場会社の決算短信なども、相当概数数字の記載になっている。

計等の大区分または中区分にとどめるべきである。 また監査に関して「会計法人」は不要である（存在しない）。	あまりフォーマットを細かくするべきではない。
（「2 財務情報 ■特定非営利活動の収支、■特定非営利活動の貸借対照表、■その他事業収支」について、） 表の形式で作成する必要はない。作成項目は、経常収益額、経常費用額、当期正味財産増減額、総資産額、正味財産期末残高の5項目の金額を記載すれば十分である。	法人が、収支計算書や貸借対照表等の決算書類から、別途■特定非営利活動の収支、■特定非営利活動の貸借対照表等の諸表を作成することは、簡易な表とはいえ法人に必要以上の手間と時間をかけることになる。また、これら簡易な諸表は信頼性および信憑性において問題がある。
収支の内、収入内訳は存在するが、支出内訳が存在しないのは、片手落ちではないか。	「在り方について」1ページ「?相手先の団体情報と寄附の使われ方が明確でない」という課題に対して、支出内訳が必要である。どこまで詳細に記載するかという問題はあがるが、支出内訳がない現状案は不十分である。
収支計算書ではなく、NPO法人会計基準に基づいた「活動計算書」とすべき。	収支計算書の「収支差額」は、貸借対照表の「正味財産」と一致せず、表示されている収支計算書が正しいか否かの検証が不可能である。その他、注書きが必要。
2財務情報 下から2行目 ■「会計基準の導入」ではなく、「準拠している会計基準」とする	この案では□その他を選択することが可能となっているが、異なる会計基準によって作成された財務諸表を一般市民が比較することは不可能に近いことから、統一された会計基準による財務諸表の作成が不可欠と考えます。NPO法人の会計は、「NPO法人会計基準」に一本化すべき。
「収支計算書」を「活動計算書」に	「NPO法人会計基準」においてこれまでの「収支計算書」は「活動計算書」と名称変更をしているので。
2 財務情報の書式を変更してほしい。	財務情報 特定非営利活動の収支に掲載されている財務情報では、法人の活動の実際を読み取ることができません。 決まった書式に総額と簡単内訳を記入するのではなく、法人が作成した財務諸表をそのままPDF形式で見ることできるようにすべきだと思います。
その他を消去	異なる会計基準で書かれた財務諸表を比較することは、普通の市民にとって困難であるし、評価も正確ではないと考えます。NPOは、市民によって評価を受ける法人であることを考えると、その判断者である市民にとって分かりやすいカタチであるべきで、複数の基準があるべきではなく、「NPO法人会計基準」に準拠すべきだと思います。
書式をNPO法人会計基準になるべく近いものにして欲しい 収支差額では、借入金収入なども入力されてしまう恐れがある。	—
1. 本フォーマット程度の勘定科目での表示に賛同し、詳細は1ページ目の「閲覧書類」に誘導することが望ましい。 2. NPOからWebによる電子申請が行われた場合、2ページ目の財務情報は、可能であれば自動計算され表示されることが望ましい。	1. 市民は会計の専門家ではないため、大枠で理解できる項目での表示が望ましいと考える。また、詳細表示をした場合、比較等が難しくなるため。 2. 電子申請の特性を活かした手間の削減を目的とする。
「1 組織情報」「2 財務情報」に加えて「3 活動情報」を設ける	原案の構成は、あまりにも財務情報偏重のイメージが拭えません。活動の内容は事業報告書をみてもらえば良いという発想は危険だと思います。各団体の具体的な活動の概要をコンパクトにまとめた欄を設けるべきではないでしょうか。

3. その他の御意見

本案に関する意見募集の期間は極端に短く、改善が必要である。	本案の公示日および意見・情報受付開始日は2011年2月10日であり、意見・情報受付締切日は2011年2月19日であった。意見募集期間は僅か9日間であり、他の意見募集案件と比べても極端に短く、十分にパブリックコメントを得られる期間とは思えない。
外国勢力のスパイ工作、NPOを隠れ蓑に、国民の血税の海外に送金する勢力に対する可能性が欠如している。代表者の帰化履歴の有無、出自がわかる項目を追加していただきたい。また、通名での登録は禁止すること。	海外、特に特定アジアの国々では、ルールは悪用する、守らなくてもバレなければよい、騙されるほうが悪い、という文化圏である。NPOを隠れ蓑にして、海外の祖国に便宜を図る勢力が存在するため。